

議案第9号

大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例案

大阪市立学校設置条例（昭和39年大阪市条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を削り、改正後欄に掲げる対象規定を加える。

改正後	改正前
本市に幼稚園、 <u>小学校、中学校及び義務教育学校</u> を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。	本市に幼稚園、 <u>小学校及び中学校</u> を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。
[略]	[同左]
小学校	小学校
名称 位置	名称 位置
[略]	[同左]
[削る]	<u>大阪市立林寺小学</u> 大阪市生野区林寺 <u>校</u> 2丁目
[削る]	<u>大阪市立生野小学</u> 大阪市生野区舍利 <u>校</u> 寺3丁目
[略]	[同左]
[削る]	<u>大阪市立田島小学</u> 大阪市生野区田島 <u>校</u> 3丁目
[削る]	<u>大阪市立舍利寺小</u> 大阪市生野区勝山 <u>学校</u> 南4丁目
[削る]	<u>大阪市立生野南小</u> 大阪市生野区林寺 <u>学校</u> 6丁目
[略]	[同左]
[削る]	<u>大阪市立西生野小</u> 大阪市生野区生野 <u>学校</u> 西3丁目
[略]	[同左]

<p>[大阪市立巽東小 [略] 学校]</p> <p><u>大阪市立田島南小</u> <u>大阪市生野区田島</u> <u>学校</u> <u>5丁目</u></p> <p>[略]</p> <p>中学校</p> <p>名称 位置</p> <p>[略]</p> <p>[削る]</p> <p>[略]</p> <p><u>義務教育学校</u></p> <p>名称 位置</p> <p><u>大阪市立義務教育</u> <u>大阪市生野区生野</u> <u>学校生野未来学園</u> <u>西3丁目</u></p>	<p>[大阪市立巽東小 [同左] 学校]</p> <p>[新設]</p> <p>[同左]</p> <p>中学校</p> <p>名称 位置</p> <p>[同左]</p> <p><u>大阪市立生野中学</u> <u>大阪市生野区生野</u> <u>校</u> <u>西3丁目</u></p> <p>[同左]</p> <p>[新設]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年2月10日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

田島小学校及び生野南小学校を統合して田島南小学校を設置するとともに、林寺小学校、生野小学校、舍利寺小学校及び西生野小学校並びに生野中学校を統合して義務教育学校生野未来学園を設置するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。